平成２８年（フ）第２３５号
静岡県三島市長伏645番地の１　ソイソース内田101、前住所静岡県沼津市上土町52番地
破産者　土屋　槇雄
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
静岡県三島市長伏645番地の１　ソイソース内田101、前住所静岡県沼津市上土町52番地
破産者　土屋美和子
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２８号
大阪府大東市深野北１丁目13番24号
破産者　永尾　智彦
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９号
兵庫県姫路市大塩町426―１―201、住民票上の住所兵庫県姫路市大塩町290番地41
破産者　村田　博則
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２５号
広島市安佐南区安東６丁目22番12―７号
破産者　原　　敏彦
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６５号
広島市西区南観音３丁目２番23―604号、開始決定時の住所広島市東区上温品４丁目55番15号
破産者　浜内　孝彰
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８２号
広島市西区己斐中３丁目４番６号
破産者　濱田　正博
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４０号
福岡市博多区吉塚６丁目７番17―202号
破産者　藤村　美幸
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５９号
福岡市博多区須崎町７番11号
破産者　福澤　富成
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０号
大分県竹田市荻町恵良原757番地１コーポコスモス205号
破産者　城下　智幸
１　決定年月日　平成28年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第３００号
横浜市泉区緑園１丁目４番地16　フォンテーヌ緑園402号
破産者　皆川　　浩（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０１号
横浜市泉区緑園１丁目４番地16　フォンテーヌ緑園402号
破産者　皆川　明子（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１０号
横浜市港南区芹が谷２丁目13番20―208号
破産者　黒川　大樹（旧姓佐川）
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２２号
横浜市神奈川区広台太田町５番地１　ＫＯシティ５　301号
破産者　宇野　英雄
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１０号
神奈川県藤沢市藤沢545番地48パークノヴァ藤沢1001号室、住民票上の住所神奈川県平塚市豊田小嶺311番地の11
破産者　松川千枝子
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２２号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目６番11号　Ａ１
破産者　原田　尚幸
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３０号
新潟市江南区曽野木１丁目21番１―42号
破産者　佐々木新市
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８８号
東京都世田谷区祖師谷２丁目７番18号　プロスペリテ306、開始決定時の住所名古屋市熱田区金山町１丁目11番２号　メイプル金山605号
破産者　西本　秀吉
１　決定年月日　平成28年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部